

令和 8 年 9 月 25 日
特定非営利活動法人えがおさんさん
障害福祉事業
(ケアステーションえがお、
放課後等デイサービスすまいる、
児童発達支援 放課後等デイサービスはぴねす)

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、福祉・介護職員等の更なる処遇改善として「福祉・介護職員等処遇改善加算」以下（処遇改善加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

さらに、令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、期中改定を実施し、福祉・介護職員等処遇改善加算の対象の障害福祉従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が創設されました。なお当該加算算定においては、以下の要件を満たしている必要があります。

1. 月額賃金改善要件を満たしていること
2. キャリアパス要件 I~V を満たしていること
3. 職場環境等要件を満たしていること。
4. 生産性向上、協働化要件を満たしていること。
5. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記の「見える化要件」に基づいた当法人の取組みは以下の通りです

■処遇改善加算対象事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、放課後等デイサービス 児童発達支援・放課後等デイサービス

■加算の取得状況

福祉・介護職員等処遇改善加算 I、II （R8 年 6 月から I ロ、II ロ）が適用されます。

■職場環境等要件の実施する取組み

◇入職促進に向けた取組み

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
- ・職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組みの実施

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
- ・⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◇生産性向上のための取組み

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システム

や福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

◇やりがい・働き甲斐の醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供